

A. 幼稚園・認定こども園利用者向け  
(1号認定を受けている方)

# 幼児教育・保育無償化のお知らせ

## 幼児教育・保育無償化 および 子育てのための施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。  
新制度幼稚園の場合、基本の保育料は既存の「子ども・子育て支援制度」で対応しますが、一時預かりの無償化をするためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けていただきます。

幼稚園・認定こども園  
利用者（1号認定）

通常の  
園利用  
→

1. 教育・保育支給認定（全園児共通）  
基本の保育料が無料になります

↓ 幼稚園・認定こども園の一時預かりを利用している場合

## 2. 子育てのための施設等利用給付認定

一時預かりの利用料を無償化するには  
手続が必要です（条件があります）

《給付認定の条件》

- ・就労、産前産後期間、傷病、介護、求職活動などで保育を必要とする事由（保育の必要性）が認められる場合

年齢により給付認定区分が決まります。  
ただし、無償化の金額には上限があります。

認定後 →  
新2号認定（4月1日時点で3歳以上のお子さま）  
月あたり利用日数×450円  
（ただし月額上限額11,300円）

新3号認定（園でのクラスが満3歳児でかつ  
市民税が非課税世帯のお子さま）  
月あたり利用日数×450円  
（ただし月額上限額16,300円）

## 無償化後にかかる費用について

保育料



全ての方が無料になります

一時預かり利用料



※ 裏面にて詳細

※ 無償化には申請が必要です  
新2号認定（4月1日時点で3歳以上のお子さま）  
月あたり利用日数×450円  
（ただし月額上限額11,300円）  
新3号認定（園でのクラスが満3歳児でかつ  
市民税が非課税世帯のお子さま）  
月あたり利用日数×450円  
（ただし月額上限額16,300円）

給食費



全ての方が無料になります

入園時の諸費用  
行事費・教材費等



無償化の対象外となります

## 一時預かり利用料の計算について

「子育てのための施設等利用給付認定」の条件を満たし、申請をして認定を受けると一時預かりの利用料が月あたり利用日数×450円（上限 月11,300円）まで無料になります。（園でのクラスが満3歳児でかつ市民税が非課税世帯のお子さまについては、上限が月16,300円まで無料になります。）

### 給付認定の区分

#### < 新2号認定 >

対象：4月1日時点で3歳以上のお子さま

月あたり利用日数×450円  
(ただし月額上限額11,300円)

#### < 新3号認定 >

対象：園でのクラスが満3歳児でかつ  
市民税が非課税世帯のお子さま<sup>※1</sup>

月あたり利用日数×450円  
(ただし月額上限額16,300円)

※1 満3歳児のお子さまで市民税が課税されている世帯は対象外となりますのでご注意ください。

### 【計算例】

	自己負担額
例① 新2号認定を受けているお子さまが一時預かりを20日/月利用し、その月の利用料が13,000円であった	4,000円 13,000円 - (450円×20日) <sup>※2</sup>
例② 新2号認定を受けているお子さまが一時預かりを20日/月利用し、その月の利用料が8,000円であった	0円 8,000円 - (450円×20日) 差し引きマイナスとなるため、無料
例③ 新3号認定を受けているお子さまが一時預かりを20日/月利用し、その月の利用料が13,000円であった	4,000円 13,000円 - (450円×20日) <sup>※2</sup>

※2 利用日数が無償化の上限額に達しない場合、利用料から差し引きされる額は 利用日数×450円 の額になります。

## 子育てのための施設等利用給付の手続き方法について

一時預かりの無償化を受けたい方のみ手続きをお願いします。手続きの方法については、別紙「子育てのための施設等利用給付の手続き方法」をご参照の上、必要書類の提出をお願いします。

## 給食費の無償化について

令和5年4月より、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、給食費が無料となります。ただし、広域利用児童の給食費（3歳以上児クラス）については、次の表のとおりとなります。

	対象者	利用施設	給食費
広域利用児童	網走市民の方	網走市外	無料
	網走市外の方	網走市内	利用施設が設定する額